



川監委発第129号
令和5年11月28日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 山木綾子様

川越市監査委員 中 沢 雅 生
同 石 川 隆 二
同 小野澤 康 弘
同 桐 野 忠

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

川越総合卸売市場株式会社

所管部局

産業観光部 農政課

1 組織

川越総合卸売市場株式会社の組織は、取締役会長、代表取締役社長、取締役12名、会計参与1名のもと5名の社員を置いている。

2 事業の概要

川越総合卸売市場株式会社は、県南西部9市町の流通圏域に生鮮食料品等の安定的供給を図ることを目的とし、次の事業を行っている。

- (1) 地方卸売市場の開設及び管理運営
- (2) 地方卸売市場における卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等に対する指導並びに施設賃貸
- (3) 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
- (4) 前各号に付帯関連する一切の事業

3 市との関係

川越総合卸売市場株式会社は、その設立にあたり、川越市から107,100,000円の出資を受けている。さらに第17期まで每期出資を受け、川越市からの出資額は、監査基準日現在で、9,917,050,000円となっている。

第3 監査の期間

令和5年7月4日から令和5年11月28日まで

第4 監査の方法

令和4年度及び令和5年度（4月から7月まで）の当該団体に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、法令等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。